

FSC®中核的労働要求事項に関する方針声明

当社及び当グループ会社は、FSC-COC 規格（FSC-STD-40-004 V3-1）で示される FSC 中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため、以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働させない。18 歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2. 強制労働の禁止

あらゆる形態（強制、拘束、非人道的な囚人労働など）での強制労働を排除します。また、従業員の雇用を自ら終了する権利を尊重します。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

雇用及び職業において差別がないことを保証します。また、法規制上定められている限度を超えて労働させません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022 年 8 月 24 日

株式会社オーシカ

代表取締役社長 堀口 和秀

FSC®ライセンスコード FSC-C100317